

大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則（昭和48年大和市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号のいずれかに掲げるもの」を「に掲げる形状の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積」に、「地域、」を「地域」に改め、同条第2項中「規則で定める樹木の」を「樹木に係る規則で定める」に改め、同項第1号中「1.5メートル」を「地上から1.5メートル」に改め、同項第2号中「高さが」の次に「地上から」を加え、同項第3号中「高さが」の次に「地上から」を加え、同条第3項中「規則で定める生け垣を成す樹木の集団の」を「生け垣を成す樹木の集団に係る規則で定める」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（申請者）

第3条 条例第8条第2項の規定による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 指定の対象である山林、樹木又は生け垣を成す樹木の集団（以下「樹林等」という。）を所有していること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

2 申請者は、毎年12月25日（12月26日以後に申請をしようとする場合にあっては、翌年の12月25日）までに、保存樹林等指定申請書により市長に申請しなければならない。

（指定等）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、樹林等の現況を確認し、次のいずれにも該当するもののうち、相当と認めたものを保存樹林等に指定するものとする。

- (1) 第2条に規定する保存の基準を満たしていること。
- (2) 樹林等の地目が、当該年度の初日が属する年の1月1日時点における地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項に規定する固定資産課税台帳に登録された現況地目と同一のものであること。

2 市長は、前項の規定による指定をした場合は、保存樹林等指定決定通知書により申請者に通知

するものとする。

(保全協定)

第5条 市長は、前条の規定により保存樹林等の指定をした場合は、保全協定書により所有者と協定を締結するものとする。

2 前項に規定する協定の期間は、保存樹林等の指定をした日から起算して5年間とする。

第6条中「保存樹林等の指定を受けた後に住所、地積等の」を「前条第2項に規定にする協定の期間内に次の各号のいずれかに」に改め、「(第4号様式)」を削り、同条に次の3号を加える。

(1) 所有者の氏名又は住所

(2) 保存樹林等の所在地、地積又は樹種

(3) 前条第1項の規定により締結した保全協定書において使用した印鑑

第7条及び第8条を削る。

第12条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1項中「助成を受けようとする者」を「申請をしようとする者」に改め、「(第5号様式)」を削り、同条第2項中「(第6号様式)」を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(様式)

第13条 この規則の規定により使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

第10条を第11条とする。

第9条第1項中「指定の解除が」を「やむを得ないと」に、「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに掲げる場合」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「もの」を「場合」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 所有者は、指定の解除を申し出る場合は、保存樹林等解除申出書を市長に提出しなければならない。

第9条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定による申出があった場合は、内容を審査し、その適否を決定し、保存樹林等解除決定通知書により通知するものとする。

第9条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(標識の表示事項)

第8条 条例第10条に規定する標識の表示事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保存樹林等である旨

- (2) 保存樹林等指定決定通知書に記載されている指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 市長名
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(緑化奨励金の算出基準)

第9条 条例第12条の規定による助成（以下「緑化奨励金」という。）の額の算出基準は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表助成の額の欄に定める額とする。

(緑化奨励金の返還及び減額交付)

第10条 第7条第1項第3号に規定する場合に該当し、かつ、同条第3項の規定による通知を受けた所有者は、当該通知を受けた時点において、既に交付を受けた緑化奨励金に相当する金額（第5条第2項に規定する期間中に交付されたものに限る。）のうち、指定が解除された保存樹林等に係る緑化奨励金を市長に返還しなければならない。

2 前項の所有者のうち、保存樹林等の一部について指定が解除された場合は、直前に交付された緑化奨励金から別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表助成の額の欄に定める額（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を控除した額を、翌年度の緑化奨励金の交付額とする。この場合において、別表第1中「保存樹林等に指定された」とあるのは、「保存樹林等としての指定が解除された」と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

区分	単価	助成の額
保存樹林		緑化奨励金を交付する年度における保存樹林等に指定された山林の地積に係る固定資産税額相当額及び都市計画税額相当額の合計額
保存樹木	1本当たり年1,500円	単価に保存樹林等に指定された樹木の本数を乗じて得た額
保存生け垣	1件当たり年5,000円	単価に保存樹林等に指定された生け垣の件数を乗じて得た額

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	保存樹林等指定申請書	第3条
第2号様式	保存樹林等指定決定通知書	第4条及び第8条
第3号様式（その1）	保全協定書（保存樹林用）	第5条
第3号様式（その2）	保全協定書（保存樹木・保存生け垣用）	第5条
第4号様式	協定内容変更届	第6条
第5号様式	保存樹林等解除申出書	第7条
第6号様式	保存樹林等解除決定通知書	第7条
第7号様式	緑化奨励金交付申請書	第12条
第8号様式	緑化奨励金交付決定通知書	第12条

第1号様式（その1）から第6号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。